

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵し大切な命までも危険にさらす決して許すことのできないものです。県では、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため「三重県いじめ防止条例」を制定し、4月1日に施行しました。



県内の子どもたちの声が条例に生かされています

「三重県いじめ防止条例」とは

いじめから子どもを守るため、学校や家庭、地域の皆さんとともに、いじめの防止に向けて社会全体で取り組んでいくための条例です。



意見の一例

- 一人ひとりの違いを理解することが大切
- いじめをしてはいけないし、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない

いじめの防止に向けた県内の高校生による意見交流会の様子

条例が示す私たちの役割



保護者

子どもがいじめの加害者や傍観者にならないよう、自他を大切にすることを育むとともに、子どもをいじめから保護すること。



県民・事業者

子どもたちを見守り、健やかに成長し安心して生活できる環境をつくること。また、いじめを見つけた場合は、学校等に連絡すること。



子どもたち

自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重すること。また、いじめを見つけた場合は、先生や家族に相談すること。

いじめの防止に向けた主な取り組み

●いじめの防止に向けた思いを県民の皆さんと共有

いじめの防止に向けた意見交換等を行う「いじめの問題に係るフォーラム(仮称)」を開催します。

●いじめの防止への理解を深める授業

弁護士と連携した、いじめ防止授業を学校で行います。

●いじめの防止に向けた意見交流会の実施

中学生や高校生による意見交流会を開催します。

●安心して相談できるSNS相談窓口の開設

中学生と高校生を対象に、子どもたちが普段よく利用するSNSを活用した相談窓口を開設します。相談の受付を開始するときは、学校を通じてお知らせします。



●いじめの電話相談を実施

24時間^{子ども}子供SOSダイヤル
なやみいおう
TEL 0120・0・78310

いじめ電話相談
TEL 059・226・3779

毎日24時間
子どもや保護者の相談に応じています。

子どもほっとダイヤル[通話無料]

TEL 0800・200・2555

毎日13時～21時(12月29日～1月3日は休み)
18歳未満の子どもからの相談に応じています。



4月・11月は、いじめ防止強化月間です

私たち一人ひとりが、いじめと真剣に向き合い、いじめをなくしていくために何ができるか、あらためて考えてみましょう。

問い合わせ先／教育委員会事務局 生徒指導課

☎059・224・2372 FAX 059・224・3023 ✉seishi@pref.mie.jp

三重県いじめ防止条例

検索